内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。

なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。

⑾～⑮　第１号１⑮～⑲に同じ

2　競争参加資格

⑴　第１号２⑴に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　第１号２⑷に同じ

⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路トンネルにおける非常用施設（消火栓設備）を新設又は更新した施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記施工実績を有すること。

異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　第１号２⑹に同じ

⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、現地での据付期間は平成27年１月から平成27年12月を予定する。

また、本工事は建設業法第２条に掲げる建設工事の内、「機械器具設置工事」である。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者は建設業法第７条第２号に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による）

②　監理技術者にあっては、建設業法第15条第２号に掲げるものであること。（詳細は入札説明書による）

③　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす同種工事に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路トンネルにおける非常用施設（消火栓設備）を据付した工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

④　第１号２⑺③に同じ

⑺　第１号２⑻に同じ

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者である共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼～⑽　第１号２⑽～２⑾に同じ

3　総合評価に関する事項

⑴　第２号３⑴に同じ

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。

また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。

なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「配水管の工場製作や現地据付における品質確保」に関する施工方法等の具体的な提案

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ

④　第２号３⑵④に同じ

⑤　②㋐の「配水管の工場製作や現地据付における品質確保」に関する施工方法等の具体的な提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）、及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。

なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第２号３⑶に同じ

⑷　⑵②㋐「配水管の工場製作や現地据付における品質確保」に関する施工方法等の具体的な提案については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。

⑸　第２号３⑸に同じ

4　入札手続等

⑴～⑶　第１号４⑴～⑶に同じ

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成25年12月13日から平成26年１月28日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　第１号４⑹に同じ

①～②　第１号４⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成26年１月28日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成26年１月30日午前11時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。

5　その他

⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ

⑺　第２号５⑺に同じ

⑻～⑬　第１号５⑺～⑫に同じ

⑭　第４号５⑭に同じ

⑮～⑱　第１号５⑬～⑯に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Route 357 Tokyo port tunnel emergency facilities.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 10 月 28 日

契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　濱田　純一
代理人　施設部長　平井　明成

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第 10 号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学(本郷)国際科学イノベーション総括棟（仮称）新営工事

⑶　工事場所　東京都文京区本郷七丁目３番１号　東京大学構内

⑷　工事内容　研究施設（国際科学イノベーション総括棟）　建築工事　一式　鉄筋コンクリート造地上８階地下１階建　建築面積950㎡、延べ面積8,000㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約8,300㎥、型枠約10,600㎡、鉄骨約200t、鉄筋約800t、板ガラス約1500㎡。なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。